

# 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

- 1 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という）の遵守事項
  - (1) 大きさ及びデザイン
    - ア 大きさ  
募集要項に記載された貸付面積以内とする。貸付面積には、放熱余地、販売機の転倒防止板及び回収ボックスの設置部分を含みます。
    - イ デザイン  
低い位置に設置された商品選択ボタン、商品が取り出しやすい取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置すること。  
外観色は、グレーやホワイト単色などの公共機関にふさわしいものとする。
  - (2) 環境対策
    - ア 省エネルギー  
「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
    - イ 低GWP冷媒機  
地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等を冷媒として採用した機種とする。ただし、紙カップ式自動販売機及び紙パック自動販売機については、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。
    - ウ カーボンオフセット対応機  
物件番号3については、カーボンオフセット対応機とし、消費電力量に相当する非化石証明書等の発行により相対的に二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出をゼロとするものや、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）吸収循環機器等、カーボンニュートラルの実現に特化したものとする。
  - (3) 安全対策
    - ア 転倒防止  
「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
    - イ 食品衛生  
「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

エ 耐震等

地震対策を行いきる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置すること。

(4) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置及び回収

原則として自動販売機1台に1個以上の割合で、施設所管課と協議のうえ、自動販売機周辺の適当な場所に設置する。なお、設置に係る費用は設置者の負担とする。また、使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。

なお、物件番号4については、6営業日に1回以上の回収とすること（必要な対策が取られた場合には施設所管課との協議により回収頻度の変更を可とする。）

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材

樹脂製又は金属製とする。

(イ) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

(ウ) その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

イ 設置事業者において、消費期限の確認など、高品質の商品を安定して提供するための品質保証活動を行う。

ウ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って安定した稼働に努めるほか、故障時には即時対応する。

エ 自動販売機設置にあたり、設置場所の状況によっては、配線工事等による電源確保が必要な場合もあり得るので、状況等により設置事業者の負担で対応すること。なお、配線工事等を実施する場合は、久喜市と十分調整を行ったうえで実施すること。

オ 設置事業者は、自動販売機設置完了後10日以内に自動販売機設置完了報告書（様

式第7号)を提出すること。

カ 設置事業者は、契約の終了等により設置した自動販売機を撤去する場合、撤去完了後10日以内に自動販売機撤去完了報告書(様式第8号)を提出すること。

キ 日常管理を行う管理者の連絡先(管理者名、住所、電話番号)の記載のあるステッカー(縦5cm以上×横14cm以上)を硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付し、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において誠実に対応すること。

ク 設置事業者は、自動販売機の交換を行う場合は、事前に交換する理由を記載した文書で久喜市に申し出て、久喜市の承諾を受けなければならない。

ケ 設置事業者は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

#### (6) 実績報告

設置事業者は、毎月の売上個数、売上金額、光熱水費の使用量等について、物件ごとに、上半期分(4月から9月まで)と下半期分(10月から3月まで)ごとにまとめ、上半期分は10月10日、下半期分は4月10日までに自動販売機実績報告書(様式第9号)により久喜市に報告するものとする。

なお、契約の解除等により、契約期間の途中で契約が終了する場合は、自動販売機の撤去までの実績報告書及び撤去完了報告書を撤去完了後10日以内に久喜市に提出すること。

#### (7) 災害時の無償提供

設置事業者は、本市防災担当課と「災害時における自販機内在庫商品提供に関する覚書(案)」を別途締結するものとする。(提供方法は覚書のとおりとし、必ずしも災害救援ベンダーである必要はない。)ただし、既に覚書を締結している業者においては、この限りではない。

また、併せて救援物資提供に係る協定の締結についても検討することとし、本市防災担当課と協議すること。

## 2 販売商品の種類等

### (1) 種類

各物件調書に記載されているとおりとする。

物件番号1及び物件番号5(2台のうち1台)については、ペットボトルを除く、缶や紙パック等の密閉容器の一般的な清涼飲料水とする。

物件番号2については、紙コップ容器の一般的な清涼飲料水とする。

### (2) 価格

標準販売価格(定価)以下とする。

## 3 貸付料

年額の貸付料は、物件番号1については、入札書に記載された額を賃貸借契約額とする。物件番号2から7の物件については、入札書に記載された額に100分の10に相当する額を

加算した額（1円未満の端数がある場合は、その端数額を切り捨てた額）を賃貸借契約額とする。

#### 4 賃貸借料の支払い

設置事業者は、久喜市の発行する納入通知書により、指定する納期限までに、賃貸借料を久喜市に支払わなければならない。

#### 5 光熱水費の支払い

- (1) 自動販売機の設置、管理、運営に係る光熱水費は、賃貸借料とは別に、設置事業者が久喜市に支払うものとする。
- (2) 自動販売機の種類に応じて、発生する光熱水費を計測するメーター（子メーター）を設置事業者の負担により設置すること。ただし、久喜市が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 設置事業者は、実績報告の使用量を基に計算した光熱水費について、久喜市が発行する納入通知書により、指定された納期限までに支払わなければならない。

#### 6 売上手数料

徴収しない。

#### 7 費用負担

自動販売機の設置、維持管理、移動及び撤去等に係る費用は、久喜市の都合による場合を含めて、すべて設置事業者が負担する。

#### 8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して久喜市の確認を受けなければならない。

#### 9 自動販売機設置、移動および撤去に伴う事故

久喜市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

#### 10 商品等の盗難及び破損

- (1) 久喜市の責に帰することが明らかな場合を除き、久喜市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない

#### 11 その他

本仕様書に記載されていない事項については、久喜市、設置事業者双方協議の上決定する。